

令和8年

第1回臨時会

会 議 録

(第1号)

令和8年2月20日

令和8年第1回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎期日及び場所

令和8年2月20日(金) 10時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[町長 行政報告]

[教育長 行政報告]

日程第3 承認第1号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第18号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第19号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第3号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第1号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第21号)について

日程第7 議案第2号 工事請負契約の締結について

◎会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[町長 行政報告]

[教育長 行政報告]

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第3 | 承認第1号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算（第18号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 承認第2号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算（第19号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算（第20号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第1号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算（第21号）について |
| 日程第7 | 議案第2号 | 工事請負契約の締結について |

◎出席議員（12名）

議	長	萩原	徹
副	長	塚本	眞
議	員	打越	東 亜 夫
	〃	飯田	隆 一
	〃	小野	寺 眞
	〃	室井	正 行
	〃	小梅	洋 子
	〃	西海	谷 望
	〃	出崎	太 郎
	〃	大門	和 幸
	〃	増永	一 彦
	〃	田畑	豊 利

◎出席説明者

町	長	照井	誉之介
副	長	出崎	雄 司
教	長	岸田	礼 治
総	長	岸田	雄 治
務	長	兵庫	谷 友 美
課	参	伊藤	公
参	事	布施	順 司
事		長尾	恵 一
まちづくり推進課	長		
財政課	長		

税 務 課 長	竹 内 強
町民福祉課長	国 仙 敏 孝
健康推進課長	中 澤 貴 徳
産業振興課長	畑 竜 哉
追分観光課長	宮 津 宗 介
建設水道課長	久保田 栄 徳
高齢あんしん課長	畑 明日香
出 納 室 長	岸 田 真 由 美
学校教育課長	秋 山 悦 子
社会教育課長	安 田 克 臣
総務課主幹	森 直 彦
まちづくり推進課主幹	明 上 真 也

(議会事務局)

局 長	梅 川 年 代
総務課総務係	斎 藤 詩 子
会計年度任用職員	工 藤 安 菜

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和8年第1回江差町議会臨時会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番、田畑議員、9番、飯田議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

寄附採納についてご報告申し上げます。

令和7年12月23日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗 代表取締役 小笠原敏文様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄附がありました。昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年ご寄附いただき、これで寄附総額730万円となり、購入させていただいた図書数も令和6年度までで2,064冊を数えました。文庫は北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し地域全体に重要な存在となっているところでございます。

次に、令和7年12月23日、防災情報伝達システム導入事業のための企業版ふるさと納税として、ご寄附がございました。充当事業につきましては、防災情報伝達システム整備へ活用させていただくものであり、今後の議会で補正予算案の提出を予定しております。

なお、企業様のご意向により、企業名及び所在地、ご寄附額の公表を控えさせていただきます。

次に、令和8年1月8日、江差町字本町7番地 有限会社オオフル建築設計事務所 代表取締役 大古正平様より、図書館の図書充実のためにと、現金3万円のご寄附がありました。いただいたご厚志につきましては、図書の購入に使用させていただくため、本臨時会に補正予算として提案いたしております。

次に、令和8年1月19日、函館市亀田本町63番10号 株式会社成和警備 代表取締役 阿部正康様より、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税としてご寄附がございました。北の江の島構想の実現に向けた拠点整備などの各種事業に活用させていただきます。

なお、株式会社成和警備様のご意向により、寄附額の公表を控えさせていただきます。

次に、令和8年2月10日、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税としてご寄附がございました。北の江の島構想の実現に向けた拠点整備などの各種事業に活用させていただきます。

なお、企業様のご意向により、企業名、所在地及び寄附額の公表を控えさせていただきます。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めましてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

次に、教育長からの、えー行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「教育長」
議長。

(議長)
教育長。

「教育長」(行政報告)

学校職員の逮捕について、行政報告いたします。

令和7年11月28日の第8回江差町議会臨時会において行政報告致しました、学校職員による金銭事故についてに関わって、当該学校職員がPTA会費98万円余りを着服し横領したとして、令和8年1月26日に逮捕されました。

生徒・保護者・町民の皆様の本町学校教育に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたこと、深くお詫び申し上げます。

教育委員会といたしましては、逮捕当日に開催した校長会議において、改めて服務規律の徹底を指示したほか、1月28日には、学校職員の服務規律の厳正確保についてを発出し、今回の金銭事故を学校職員一人ひとりが自分事として受け止め、教育に携わる者としての自覚と危機意識を再認識し、教育委員会と共に再発防止の取組を全力で進め、皆様の信頼回復の歩を進めなければならない旨を通知しております。

また、これまでPTA会費のほか職員の給食費等を含め、判明した被害金額、約241万円については、2月9日までに全額を受領していることを申し添えます。

今後、しかるべき時期に、厳正な処分内申を北海道教育委員会へ行う予定です。

改めまして、多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

以上、教育委員会の行政報告といたします。

(議長)
以上で、行政報告を終わります。

(議長)
日程第3、承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第18号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第18号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

令和7年12月16日に国の地方、あ、失礼致しました。補正予算が成立したことによる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充を受け、迅速かつ効率的・効果的な支援を実施するため、及び令和7年12月26日付けで受理した、令和7年11月10日付け訴訟、訴状、令和7年行ウ第3号原処分取消等請求事件に係る訴訟対応に係る経費の補正につきまして、令和8年1月9日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

それでは、承認第1号について、補足説明させていただきます。議案書3ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、令和7年行ウ第3号原処分取消等請求事件訴訟対応です。本件訴訟に、えー失礼いたしました。本件訴状につきましては、先月9日開催の議会全員協議会でご説明しました通り、北の江の島拠点施設(仮称)道の駅かもめ島整備事業者選定委員会の委員指名に係る公文書公開請求に対するもので、町が非公開とした民間委員の所属及び氏名の公開を求められているものです。

このため、本件事件に控訴するための費用として、弁護士着手、着手金及び弁護士出張日当等のほか、職員旅費を措置したものです。補正額は71万4千円、全額一般財源です。

なお、本件事件に係る弁護士との委任契約に基づく報酬金については、本件事件終了後の支払いとなります事から、同時に債務負担行為の設定をお願いするものです。7

ページの第3表も併せてご確認下さい。

次に関連がございますので、5事業を一括して説明致します。

補正予算構成表の2段落目から最後7段落目までのうち、3段落目を除いた各事業となります。

本事業は、昨年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策に基づくもので、いずれもエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする、国の、あ、国の令和7年度補正予算により、追加交付を受けた重点支援地方交付金を活用するものです。

はじめに、低所得者世帯燃料費等高騰対策給付金事業です。物価高騰により経済的に厳しい状況におかれている低所得世帯に対し、灯油、ガス代の一部を給付し家計負担の軽減を図ります。対象世帯は、社会福祉施設等の入所世帯及び生活保護世帯を除く本年1月1日現在で、当町の住民基本台帳に登録されている世帯の内、令和7年度の市町村民税が非課税世帯となった960世帯を見込みました。1世帯につき1万円を現金給付。給付期間は既に2月上旬から始まっており、3月下旬までに完了する見込みです。補正額は984万円です。

次に省エネエアコン導入促進事業です。

当町におけるゼロカーボン式への推進及び家庭におけるエネルギー費用の負担軽減、更に近年の猛暑における熱中症予防対策の一環として、町内に住所を有し、現に居住する方を対象に省エネエアコンの導入費用を助成します。助成は1世帯当り1台限りとし、助成率は購入額の二分の一、助成限度額は10万円です。今年8月末までに設置を完了することが要件となります。補正額は500万円。

次に物価高、えー失礼しました。物価高騰対策農業者支援事業です。燃油や農業生産資材、肥料等の価格高騰を受け、厳しい経営環境にある農業者に対して生産規模に応じた支援金を給付いたします。支援金は均等割額3万円に加え、10アール当たり500円の面積割額を給付します。対象農業者は71経営体と見込みました。補正額は433万2千円。

次に物価高騰対策漁業者支援事業です。燃油や漁具、エサ代等の価格高騰を受け、厳しい経営環境にある漁業者に対して保有する漁船規模に応じた支援金を給付します。支援金は、均等割額3万円に加え、漁船の総トン数に応じた規模別割額を給付します。規模別割額は、1トン未満船が3万円、1トン以上10トン未満船が7万円、10トン以上船が10万円となります。対象漁業者は62経営体と見込みました。補正額は730万円。

なお、農業、漁業の両支援金は3月中に給付を完了することとなっております。

次に、エエ町江差みんなの商品券事業です。

エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けている全ての町民に対して、町内で利用できる商品券を配布し、家計負担の軽減を図ると共に町内店舗の消費を喚起し、経済の好循環を促進します。商品券は、町民1人当たり2万円、1,000円券20

枚を対象世帯主に配布します。対象者は6,450人、対象世帯は4千世帯と見込みました。商品券の利用は、発行日から本年5月末までとしています。補正額の内訳は商品券の印刷製本費、送付費用及び換金代を含む江差商工会への委託料となっております。補正額は1億3,531万円。

以上、重点支援地方交付金事業に係る補正額の合計は、1億6,178万2千円。内、交付金が1億4,982万7千円、一般財源が1,195万5千円となりました。

最後に3段落目の令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事業です。

本事業は、同じく国の総合経済対策の基づくもので、長期化する物価高の影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て、子育て世帯を力強く支援するため、0歳から高校生年代の子ども達に1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するものです。

対象は、当町に住所を有する令和7年9月分の児童手当の支給対象児童及び令和7年10月1日から本年3月31日までに出生した児童で、別居監護の公務員世帯の児童を含めて790人と見込みました。補正額の内訳は給付金の他、対象者の抽出の為のシステム改修費、会計年度任用職員に係る人件費及び一般事務経費となっております。補正額は1,729万3千円。財源は、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金です。

次に、議案書6ページをお開き下さい。記載の3事業につきましては、年度内に事業完了できない見込みであること及び町民の利便性を確保の関係から繰越明許費を設定します。

事業内容の説明は以上ですが、訴訟対応については、訴状を受理した日から裁判所への答弁書提出期限が非常に短期間であったこと。国の総合経済対策による6事業については、一早く町民の皆さまへ支援を届ける必要がありましたことから、1月9日付けで専決処分したものでございます。

補正額の合計は1億7,978万9千円となりました。財源内訳は記載の通りです。ご審議の上、承認頂きますよう宜しくお願いを致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。あ一只今の説明を伺いました。あの一エエ町江差商品券事業でありますけれども、町の皆さんからですね、やっぱり相当早く届いたご家庭と今もってまだ届いていないってそういう声が、あ一ずいぶん寄せられました。でも、おそらく金券ですから、ま、書留か、え一簡易書留ってことになりますけれども。

これ何とかですね、郵便局と相談しながら、やっぱり1日も早く、まだ、あ一届いていないご家庭に対しては、早急に対応はするべきと考えますが、その点如何でしょうか。

それともう1点。商品券ですね。あの全体の経費の配分で説明頂きました。え一昨年のおこめ券でも一部こう問題になりましたけれども、要するに事務所を含めて、印刷代を含めて、原価率が掛かり過ぎるとそういう声もありました。

ま、逆算すれば、これ出るんでしょうけれども。2万円、あ、2千円の商品券で、事務費、そういった経費の原価率がいくら掛かってるか、お知らせ下さい。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

え一飯田議員から。飯田議員から。「大丈夫ですか」の声)

はい、飯田議員から2点の質問がございました。

え一まずあの一商品券の配布の部分ですが。え一一応、役場の方からはですね、2月上旬に、え一郵便局さんの方に、え一お届けはしています。

ただ郵便局さんの方で、どうしてもエリアごとの配達になりまして、それによって日にちが変わってくると。で一今なおですね、まだ配布されていない地域も、え一来てて、役場の方にもお問い合わせを頂いているという状況です。

え一郵便局さんの方にも、え一何とかなるべく早くとはお願いしているんですが、どうしても、あの一、人の手配等含めてですね、なかなか手が回り切れていないというのちょっと現状にあります。え一可能な限り早く、あ一配布されるように、また引き続き調整をして行きたいと思えます。

え一2点目の、あの一原価率の部分ですが、え一割合ちょっと今、計算ちょっとあれなんです。一応まあ、え一1億3千、大体。ちょっと、後でちょっと整理してお答えさせて下さい。すいません。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第18号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第19号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第19号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年1月19日の衆議院解散表明により、1月23日解散、27日公示、2月8日投開票として、衆議院議員総選挙が行われる予定となったことに伴い、早急に選挙事務を進めるため、所要の経費につきまして、令和8年1月19日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」 (補足説明)

それでは承認第2号について補足説明させていただきます。議案書21ページの補正予算構成表をご覧ください。

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査です。本年1月19日時点において、1月23日の衆議院解散が確実の、確実な状況となったことで、公職選挙法第31条第3項の規定に基づく衆議院議員総選挙を執行する必要性が生じたことから、所要の経費を措置したものです。解散表明から公示・投開票までが非常に短期間であったため、解散表明と同日の1月19日付けで専決処分したものでございます。

補正額の合計は989万8千円です。財源内訳はご覧の通りです。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願いを致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

んか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第19号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

ただ今、えー、あの先ほどの飯田さんの、飯田議員の質問に関してちょっと答弁したいと言う事が、の申し出がありましたので、えーそれを許可致します。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー、すぐお答え出来なくてすみません。大変申し訳ございません。

えー原価率についてお答えさせていただきます。

えーまず、あの商品券事業の全体の事業費、事業費が1億3,531万円になります。

そして商品券の換金代として1億2,900万となりますので、えー原価率と致しましては95.3%になります。以上でございます。

(議長)

それでは、えー日程第5号、承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」(提案理由)

承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

(仮称)道の駅かもめ島整備事業のうち、開陽丸管理棟解体事業について、当該建物における観光インフォメーションセンター整備事業で活用した平成28年度地方創生加速化交付金に係る財産処分の承認手続きに時間を要し、事業の、事業の年度内完了が見込めない事となったため、早期の事業着手を図る必要性から、当該事業費の繰越明許費設定につきまして、令和8年1月26日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようお願い申し上げます。

「財政課長」
財政課長。

(議長)
財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第3号について補足説明をさせていただきます。議案書35ページの第1表、繰越明許費補正をご覧ください。

現在、町において、新たな道の駅、仮称かもめ島の建、かもめ島の建設に向けて、開陽丸管理棟の解体事業を進めておりますが、開陽丸管理棟については、DMOを核とした、観光まちづくりに向けた体制構築を図るべく、国の地方創生加速化交付金を活用して、観光インフォメーション、インフォメーションセンター整備事業を実施した経過があります。

こうしたことから、この度の管理棟解体撤去に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法第22条の規定に基づき、あらか

じめ内閣府を通じ、財産処分の手続きを行って参りましたところ、去る1月23日付で承認通知を受理しました。

町では、当該財産処分の承認後、直ちに1月26日付契約により、開陽丸財団から管理棟の無償贈与を受けましたが、当該解体工事については、年度内に完了する見込みが無いこと、及び新・道の駅の令和9年度供用開始に向けて早期に着工する必要がありますことから、1月26日付けで繰越明許費の設定を専決処分したものでございます。

なお、本件財産処分に関わって、国に対する返還金が必要となりましたことから、この後の議案第1号にて、関連予算を上程しております。

ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、えー質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第21号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第21号）についてでございます。

今回の補正につきましては、ふるさと応援寄附金対策など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,223万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,642万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書39ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、ふるさと応援寄附金対策です。臨時会資料1も併せてご覧ください。

本件については、令和6年度に先行受付し、今年度配送した、ウニ、アスパラの返礼品調達費用に係る予算不足を補てんするものです。補正額は989万6千円。一般財、えー全額一般財源です。

次に、（仮称）道の駅かもめ島整備事業開陽丸管理棟解体に伴う財産処分に係る返還金です。本件につきましては、先ほど承認第3号でご説明しました通り、既に交付

済みとなっている地方創生加速化交付金2,190万7千円のうち、開陽丸管理棟の残存価額に係る交付金相当額を国庫に返還するものです。補正額は1,220万7千円。全額一般財源です。

最後に図書館資料整備です。本件は、本日、行政報告しました通り、株式会社五勝手屋本舗様及び有限会社大古建築設計事務所様からのご寄附により、小笠原文庫及び図書館資料の充実を図るものです。補正額は13万円です。

以上、補正額の合計は2,223万3千円となりました。財源内訳は記載の通りです。これで補足説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーただ今の、あの一説明の中で、開陽丸解体費用。ま、財政適正化法によって返還しなきゃいけない。えー1,200万ですか。この中身をもう少し詳しく説明願えませんか。

私、前にもこれ予算関連で質問しました。やっぱり補助金を受けて構築物、耐用年数が、耐用年数っていうのかな、その過ぎる前に解体したら必ず返還という要請が出て来る訳ですから、その辺の中身、もう少し詳しく説明下さい。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。飯田議員からの質問にご答弁申し上げます。

えー今回の返還金に関しましては、えー国の平成27年度補正予算で措置されました、えー地方創生加速化交付金を活用して、えー実施しました。えー観光インフォメ

ーションセンター整備事業、これに係る補助金の部分でございます。え一国の定める内規に基づきまして、10年を経過していない場合には、残存価格に基づきまして、交付金の返還が必要となるものでございます。

え一交付金を活用して整備した財産の取得年月日が、平成29年3月というふうになりますので、まあそこまで10年経過しておりませんので、返還が必要となるものでございます。

え一財産処分に関係でございますが、あ一北海道を通じまして、断続的に昨年の5月ぐらいから協議をさせて頂いておりまして、また直接、内閣府の担当者とも10月頃から色々と協議をさせて頂きました。

で、え一今回の、お一整備に当たり、まっあの一、道の駅の整備に当たりまして、同様に内閣府の、当初の第2代交付金を活用する想定で動いております。で、同種の交付金を活用するという意味ではですね、え一同じような内閣府の交付金を活用して整備した観光インフォメーションセンター部分についてはですね、どうしてもやっぱり返還を要するということが内閣府の方から示されておりますので、え一それに基づきまして、今回返還という形になったものでございますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第21号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10 : 31

再開 10 : 31

(議長)

休憩を閉じ会議を再開致します。

(議長)

日程第7、議案第2号、工、工事請負契約の締結、締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 : (仮称) 道の駅かもめ島整備事業 既存施設等解体工事

工事場所 : 檜山郡江差町字姥神町1番地10

契約の方法 : 随意契約

契約の金額 : 8,877万円

契約の相手方 : 田畑・亀田・高橋特定建設工事共同企業体

代表者 : 檜山郡江差町字伏木戸町634番地

株式会社田畑建設 代表取締役 田畑昌伸 でございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10 : 33

再開 10 : 33

(議長)

休憩を閉じ会議を再開致します。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和8第1回江差町議会臨時会を閉会致します。

閉 会 10:33

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員